

第二十二回国会
衆議院

地方行政委員會議録第三十四号

昭和三十年七月五日(火曜日)

午前十一時四十九分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事 池田 清志君 理事 龜山 孝一君

理事 古井 喜實君 理事 鈴木 直人君

理事 前尾 繁三郎君 理事 加賀田 進君

川崎 末五郎君 木崎 茂男君

額 彌三君 渡海 元三郎君

徳田 與吉郎君 丹羽 兵助君

長谷川 四郎君 青木 正君

難 弘吉君 山崎 巖君

吉田 重延君 川村 継義君

北山 愛郎君 杉山 元治郎君

西村 彰一君

出席國務大臣 川島 正次郎君

出席府政務委員 自治政務次官 永田 亮一君

總理府事務官 奥野 誠亮君

自治庁事務部長 柴田 護君

委員外の出席者 總理府財政官 部財政課長 長橋 茂男君

専門員 專門員 長橋 茂男君

七月五日

委員伊藤幸太郎君辭任につき、その

補欠として杉山元次郎君が議長の指

名で委員に選任された。

七月四日

地方公務員法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一四〇号)(予)

同日

第一類第二号

地方行政委員會議録第三十四号

昭和三十年七月五日

地方交付税法の一部を改正する法律

案(内閣提出第八〇号)

案(加賀田進君外十名提出、衆法第

八号)

大矢委員長

川島國務大臣

北山委員

地方財政再建促進特別措置法制定反

対に関する請願(床次徳二君外三名

紹介)(第三二〇三号)

クリーニング業に対する事業税軽減

に関する請願(森下國雄君紹介)(第

三二〇四号)

同(秋田大助君紹介)(第三二〇五号)

同(阿部五郎君紹介)(第三二〇六号)

地方自治法の一部改正反対に関する

請願(關谷勝利君紹介)(第三二〇七

号)

同(星島二郎君外一名紹介)(第三二

〇八号)

同(日井莊一君紹介)(第三二〇九号)

同(秋田大助君紹介)(第三二一〇号)

同(高木松吉君紹介)(第三二一一号)

同(山村新治郎君紹介)(第三二一二

号)

同(今松治郎君紹介)(第三二一三号)

同(足鹿覺君紹介)(第三二一四号)

同(中村時雄君紹介)(第三二一五号)

同(横錢重吉君紹介)(第三二一六号)

同(町村金五君紹介)(第三二一七号)

同(川野芳滿君紹介)(第三二一八号)

同(池田清志君紹介)(第三二一九号)

軽油自動車に対する自動車税すえ置

きに関する請願(長谷川保君紹介)

(第三二二〇号)

消防施設強化促進法に基く国庫補助

金額等に関する請願(大野伴陸君紹

介)(第三二二一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律

案(内閣提出第八〇号)

案(加賀田進君外十名提出、衆法第

八号)

大矢委員長

川島國務大臣

案(内閣提出第八〇号)

地方交付税法の一部を改正する法律

案(加賀田進君外十名提出、衆法第

八号)

大矢委員長

川島國務大臣

北山委員

川島國務大臣

北山委員

川島國務大臣

北山委員

川島國務大臣

北山委員

川島國務大臣

北山委員

川島國務大臣

北山委員

川島國務大臣

北山委員

川島國務大臣

北山委員

川島國務大臣

北山委員

川島國務大臣

北山委員

川島國務大臣

北山委員

川島國務大臣

北山委員

川島國務大臣

北山委員

川島國務大臣

北山委員

川島國務大臣

北山委員

川島國務大臣

北山委員

川島國務大臣

北山委員

百分の二十七に交付税率を上げるとい

うことにつきまして、川島大臣はこれ

に対して御賛成でございませうか、

一つその点お考えを承わりたいと思

います。

川島國務大臣

地方財政を建て直し

ますのには、確實に財源を与えること

は絶対に必要だと考えておるのであり

ます。その場合に交付税のみにたよ

ることは、今後とも考案するかと

いうことについては、今後とも考案する

余地があるのじやないかと私は考案

のであります。交付税のみによって

三十一年度以降の財政を建て直しと

いう場合に、一体どのくらい引き上げ

たらいいかということにつきまして

は、かりに今社会党から御提案の二

七%ということになりますと、大体三

百億近くの引き上げになるわけであり

まして、その程度のものであれば

いかと考案しますが、しかし今後の地方

財政のために交付税の引き上げ一本で

いくのが果して適當かどうかというこ

とについては、まだ考案の余地がある

と思っております。税の方面からも考

案するし、また機構改革の方面からも考

案なければならぬ、こういうふうにな

だいまのところ私も考案しておるの

でございませう。

北山委員

交付税率の引き上げにつ

いては、大体自治庁としても当初この

必要を認めて、それでスタートした。

それが大蔵当局の賛成が得られないと

いう関係上、現在の百分の二十二その

ままの形で今終っておるようでありま

すが、大臣も交付税でもってやるとす

れば、やはりその程度のもものは必要

だ、こういうふうにお認めのようでご

ざいます。しかしお言葉の中に、交付

税以外の方法でというお話もございま

したので、本年度の政府の地方財政に

対する措置というものは、交付税は一

つも引き上げない、そうしてそれ以外

の積極的な財源措置も多少は行いま

したけれど、それはむしろ当然昨年度か

ら本年度にかけて地方財政の財政需要

が自然にふえてくるものに対する措置

でございまして、特別に地方財政の財

源不足というものを根本的に建て直し

というための措置ではないようであり

ます。そういうふうな点については、

今回政府は何もしておらないというふ

うに考案されます。そうするとそれ以

外の措置というものは、ほとんど節約な

りあるいは機構の改革であるとか、そ

ういうことで全部をおやりになるとい

うような考案であつたか。そろそろ

予算も成立をいたしましたので、この前

に長官がお話になったように、地方交付

税率の引き上げを今後において努力し

たい、こういうふうなお話でございま

したか、もうその時期ではなからうか。

予算の成立前であれば、これはいろいろ

な関係もありませうが、もう予算

が成立をいたしましたから、そろそろ

長官としては動き出してもいいのでは

なからうか、こういうふうに考案するわけ

でございませうが、やはり先ほどのお話の

ように、交付税率の引き上げでなく、

ほかの方法でもつぱらおやりになると

す。

大矢委員長

川島國務大臣

北山委員

川島國務大臣

北山委員

いうお考えでございますか、その辺のところを一つ伺います。

○川島國務大臣 地方財政の建て直しには交付税を引き上げることが確かに一つの方法でありますが、私もそれ以外にも財源の措置なり、あるいは機構の改革なりによって建て直し得る余地があるのではないか、こう考えておるのではありません、ただいまのところただちに交付税一本でもってやるのだ、これは考えておらぬのであります。それから、これは一体交付税以外にどういう考えがあるかという御質問が重ねてあります、実はまだこれをここで申し上げる段階には至っておらぬのでありまして、関係各大臣ときりに私は折衝いたしておるのであります。前々申し上げる通り、地方財政の建て直しはとうてい三十年代限りの措置ではできないのです。三十年代と三十一年度と両年度にわたって、根本的に建て直しを考えよう、こういう方針で初めからやっておるのであります、今度御審議願っています地方財政再建促進特別措置法なり、あるいは地方自治法なりの改正で足れりとしておるのでは決してないのであります、とまあ、本年におきましては両法案の成立をお願ひ申し上げまして、引き続き来るべき国会におきまして新たな施策を施して、地方財政の健全化をはかりたい、こう考えておるわけでありまして。

○北山委員 ただいまのお話によると、大臣は交付税率の引き上げ以外に何か財源措置についての腹案がございまして、大へん耳寄りな話でございますが、しかしわれわれが普通考へ得る範囲では、その財源措置というのは交付税率を引き上げるか、

あるいはたばこの消費税等の率を引き上げるか、あるいは本年度地方団体が償還をする地方債の元利償還を繰り延べるというような方法しか、どうもわれわれの貧弱なる頭では考え得られないのです。おそらく腹案というものは、そう奇妙なものでないものではない、やはり実現性のあるものではないかと、私は私どもが考えておることと大した違いはないのじゃないかと思ふのです。またその腹案を腹の中におさめておいて、発表の段階でないとはいへないけれども、別段秘密にしておく必要もないのではなからうか、もしもその腹案がございになるならば、ここで大体こういうような方法であるといふことぐらいはお話になつても、ならないといふことは少し水臭いんじゃないかといふように考えるのです、一つ腹案をお示しを願ひたい。またそれによつてわれわれも研究したいと思ひますから、その考えを一つお漏らしを願ひたいと思ひます。

○川島國務大臣 地方自治の關係は、自治庁だけで決定できないことにいろいろな困難性が伴うのであります、ただいまお示しのようないろいろな事柄につきましても、いづれも関係各庁ありまして、そこ十分熟議をいたしませんと、政府の案として申し上げるわけにいかぬのであります、政府の案でない、ただ自治庁だけの案とか、川島個人の案をここで申し上げることは今後仕事をしていく上にいろいろ支障を及ぼす点があるのであります、申し上げることのできない段階にあるといふことだけを御了承願ひたいと思ひます。

○北山委員 しかし、もしもそうであるならば、何事もおっしゃらない方がよいと思ふのです。少くとも担当の大臣として一応の腹案をお持ちであるといふことを言われた以上は、それはまだ正式な案にはなつておらぬが、自分としてはこういうふうな方向で考えておるといふことくらい言われなければおかしいと思ふのです。また言うべきじゃないかと思ふのです。なぜならば今地方財政に対してはいろいろな対策といふますが、どうかしなければならぬといふような大きな問題になつておる。そのときに政府の担当者として、腹案はございませうけれども、ことだけを言つておいて、そうして示さないといふことは、これはやはり不適当じゃないかと思ふのです。もちろん各省との關係もございませうが、もしも關係の各省が反対をした場合においても、国会の方でいい案である、こういうふうな考えをいたしました、われわれとしても大いに協力を惜しむものではございせんから、一つ腹案の一端だけでもお話を願つた方が、この際いかなるお話を願つた方が、それが、重ねてお願ひ申し上げます。

○川島國務大臣 國としても財源の措置が要る問題であります。非常に影響の多い問題でありますから、私がここで申し上げることだけは一つ避けたい。しかし三十一年度は現在のままでいくとは決して考えておらぬのでございまして、なるべく早い機会に国会において、地方財政の建て直しについて、さらに第二段の施策を施したいといふことは、政府全体として深く覚悟いたしております。大蔵大臣をお呼び願つてお聞きになりまして、おそれなく大蔵大臣は同様な答弁をするだろうと思ひますけれども、決して自治庁だけの考えでないものでありまして、鳩山内閣といたしましては三十一年度には根本的に直そうといふことをきめておるのであります。どういふ方法によつてといふことを今日申し上げる段階にないといふことだけは、一つぜひ御了承願ひたいのであります。これ以上申し上げることは、これは話してもなかなかあとで責任の大きなことでありまして、これは一億や二億の問題ではない、幾百億の問題なものですから、簡単にここで言へといつても、担当大臣としても私は申し上げにくいのでありまして、この辺で一つかんべんしていただきますと思ひます。

○北山委員 大臣は大へんもつたいをつけておいてになりますので、いよいよ興味を覚えるわけなんです、せっかくお隠しになるわけですからこれ以上追及はいたしません、こうした情勢に關係をして、最近問題になつたこの地方公共団体の補助金の問題、いわゆる補助金の執行の適正化に關する法律ですか、それが閣議で保留になつた、その際に川島大臣はそのような法案に反対をされて、そうして地方公共団体にこの補助金の使用について罰則等でもって臨むべきでないといふような意見を出され、それで閣議が保留になつたと聞いております。大へんに敬意を表するのでございまして、私も現在の補助金制度をそのままにしておいて、単に地方団体の責任者を、間違つたことをやつた場合に処罰をするといふようなことで、この補助金の執行が適正になるものだと考えておらぬのであります。ですから、その点に

ついては今後保留になつたといふことは適当だと思ふのですが、それならばどういふ方法で補助金の執行についての適正化をやるか、何か別な案がござい、この際この間の経緯について大臣からお話を願ひたいと思ひます。

○川島國務大臣 大蔵当局が立案した適正化の法律案は、要するに補助金が今日不正に使用されたりあるいは補助金申請のときに、水増し申請をしておるといふようなことを嚴重に取り締りまして、もし違法のあつた公共団体の長に対しては嚴罰をもつて臨む、こういう案であります、私どもが考えますところによりますと、なるほど地方には補助金の不正使用もありますし、また申請の際の水増し申請も確かにあるでございませうけれども、しかしその原因を探索しますと、補助率なり補助金単価の計算なりが、地方の負担を加重しておるという点も確かにあるのであります。一面におきまして補助金が非常におくれる、ことに災害復旧のごときは相当多額の金がかかる。いまだ持つていかないで、いわゆる仕越し工事になりまして、地方では資金難に苦しんでいる事実もあるのでありますから、そういう政府の責任に属すべき点をたな上げにしておいて、ただ地方団体だけを責めるのはよろしくない、こう考えてあの案に反対をしたわけでありまして。私は幸い行政管理局の長官もいたしておるのであります、行政管理局の事務当局に命じまして、地方団体の補助金の使用について不正不正の点を十分調査すると同時に、さらに掘り下げてその原因まで調査して、國の責任に属すべきものがあ

るならば、これを明らかにしてもらいたいということを最近命令したわけでありませう。同時に建設省におきましてはきよりの閣議に要項を提出したのであります。今後補助金を適正化するに、建設省だけの問題ではなしに、建設省、農林省、文部省、厚生省と、いずれも関連したものであります。各省協議の上通牒をしてもいい、今日の閣議ではそういう措置をとったのであります。建設省が通牒をいしたとすると内容は、ここに持つてお示し申します。

○北山委員 この補助金の執行につきましては、あの法案は一応保留になりましたが、あるいは再度出てくるかもしれない。その際には一つ希望を申し上げておきますが、もしもこの補助金の執行の適正化のために補助金をもたらした方の側、地方公共団体等の側だけをとるの不正支出等について処罰するといふのであれば、同時に補助金の交付についての査定をして交付をした、そんな間違つた調査に基いて過失あるいは怠慢によつて国の金をむだに使つたという責任者として、補助金を交付した方の大臣以下担当官も処罰する規定を挿入していただきたい、これは当然常識上そう思うのであります。もし将来また問題になった際には、そういうふうな補助金をもたらした方の側だけを責めて、そうしてやる方の側は責任を負わないといふことでは片手落ちでありますから、これは同罪にしていただきたい、こういうふうな希望を申し上げます。

上げておきます。

それからなおこれは行政管理局のお話でございますのでお伺いをいたしますが、行政管理局としては外郭団体の調査をなさつておるわけでございます。たしか今年の一月、前任の西田長官の当時においてこの外郭団体の問題を取り上げて、そうしてこの調査をたしか一月の終りごろから始めたと思つておられますが、現在どのようにその調査が進んでおりますか、一つ長官からお話を願ひたいと思ひます。

○川島国務大臣 ただいま資料を持つておりませんから、後ほど御報告させていただきます。

○北山委員 この外郭団体の問題は地方財政にも直接の関係があるものであります。いわば地方行政機構の中に、そのまわりに集をくうておる団体がたくさんあるわけですが、その中には必要な団体もございまして、多くは陳情運動等をやるための団体が多い。あつておるといふような団体もあるようございまして、この金額はばかにならない。従つてこの調査はぜひともすみやかにやつていただかなければならぬと思つてございしますが、さらにこれは委員長にもお願いを申し上げますが、当委員会としてもこの政府の外郭団体の調査並びに整理に関する努力を外部から応援をするという意味と、国会としてもこの外郭団体の実態をつかむという意味からいたしまして、一つこの委員会の中に外郭団体の調査に関する小委員会というふうなものを設けて、この調査を進めていただくように委員会にお諮りを願ひたいと存じます。

それから、実はこの前この地方交付

税の問題について財政部長に御質問をいたしました。その中で交付税の算定の際に御承知のように基準財政需要額と収入額をきめるのでございまして、その基準財政の需要額をきめる中に、地方団体が毎年支払います地方債の元利償還といふものが、ほんの一割ぐらゐしか見られておらない、しかも災害関係の補助事業に伴つた地方債の分だけが認められておる。それは五十五億、ところが御承知のように本年度地方団体が支払う元利償還といふものは五十五億になつておりますから、五百十億といふ元利償還を地方団体がやるのに算定上は五十五億しか交付税が認められておらない、あとの四百何十億といふのは交付税の算定上は考慮されておらない、こういうふうなこの前説明があつたわけですが、これは大へん不当なことではないか、地方債といふものは原則的なものか、本来の財源ではなくても認められた地方団体の財源でございまして、非常に重大な財源で、政府が認めて地方が借金をして仕事をやつておる、その元利償還が当然の財政需要として認められておらない、こういうことはきわめて不当ではないか、こういうことから私も私どもは地方財政の赤字といふものが出てくるのではないかと思つております。一方財政の赤字は、単に給与の不均衡といひますか、給与額の食い違い、算定上の食い違いばかりではなくて、この地方債の元利償還についても四百億以上の食い違いがあるわけですから、こういう点についてわれわれとしては非常に適当でない、こういうふうにお考えでございますか、大臣はどのようにお考えでございますか。

ますか。

○川島国務大臣 三十年度で大体五百十億の元利支払金といふことは事実であります。従ひまして先般来しはばここで御議論のあるように、このままでは結局起債の元利支払のためにはまた起債をすることになる、こういう事態は急速に改むべきものだといふことはお説の通りでありまして、私もそう考へておるのであります。二十九年年度の財政計画におきましては、この点についてははなはだ不十分だと考へております。こういう点こそ次の年度ではぜひ改めたい、こう考へておるおまな項目の一つであります。地方債の支払いのためにさらに地方債を起すような事態を繰り返しておつたのでは、いつまでたつても地方の財政は健全化しないのでありますから、これは絶対に改めたいと考へております。

○大矢委員長 ちよつと速記をとめてください。

○大矢委員長 (速記中止)

○大矢委員長 速記を始めてください。

○柴田説明員 今の北山先生の御質問でございますが、基準財政需要額の中で見ますものは、普通交付税の算定の際に見るわけでございますが、災害復旧費につきましては基準財政需要額でやつておる。これは明瞭に公債費として見ておるわけでありまして、この額が御指摘のように約五十五億になると思われるのであります。ただしその他の公債費につきましては、普通交付税の算定の中で公債費として見せず、公債費によつて作られるところの施設の償却費の形で見ておるわけでありま

す。その間にズレがあるのではないか

という御指摘につきましては、そのズレが全然ないというわけではございません。これは総額との関連があるわけでありまして、全然はかの公債費を見てもおらないというわけではございませんで、施設の償却費という形で見ておるわけでありまして、なお災害復旧費につきましては、そのほかで特別交付税を算定いたします際に、公共事業費以外の単独災害復旧費につきましては、その約三五五程度を特別交付税を交付いたしましたとして算定いたしてあります。従ひまして公債費につきましては災害復旧債だけであつて、しかも五十五億だけしか見ないのではないかと、見方が違ふといふことであります。

○北山委員 お答えでありますから伺ひたいと思いますが、その施設の償却費として見られる分は大体どのくらいのものでありますか。なかなか算定がむずかしいかと思つておりますが、どの程度になりますか。

○柴田説明員 どの程度になるかといふ御質問であります。正確には全部洗い直さなければわからないので、この席で実はお答えいたしかねますが、概括的に申し上げますと大体木造の建築物、小学校の場合を例にとりますと、普通三十年から三十五年の償却費を見ておる。ところが起債の償却期限は大体十五年から二十年くらい、その間に若干のズレがあるといふことは認めざるを得ないのであります。

○北山委員 調べるにしてもみなくずしていかねばわからないといふことと、もちろん施設としても全部の施設について見ておるのではないと思

う。学校とか見られるものは見られるのでしようが、相当公共事業でも、起債でもって事業をやっても償却費として見られないものがあるのではないかと、ですかあたといさういものがあったとしても、金額としては大した金額ではないのではないかと思うのです。従ってどうしても私どもはやはり交付税の算定上膨大な元利償還というものは、大部分がその需要額からのけられてくるということは、やはり地方財政を圧迫する。交付税の算定に見られておらない、それ以外の財源でやれ、余剰財源でやれというような格好ですから、それも五十億かそこらであればいいのですが、数百億ということになれば、これまた例の給与の食い違いと同じように、地方財政の大きな圧迫の原因じゃないか、こういうふうにかえらるわけです。

大臣もお見えにならないようだし、きょうは時間も過ぎましたから、あとは次会にしてこの程度で打ち切りま

す。
○大矢委員長 他にございませんか。——ないようでしたらば、きょうは大臣もお見えにならないし、午後は小委員会がありますから、午前中の質疑はこの程度にいたしまして、次回は明六日十時半から開会することとして、本日はこれをもって散会いたします。

午後零時二十二分散会

昭和三十年七月七日印刷

昭和三十年七月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局